

56 明治初期の山口県における医術開業試験の実施について

中澤 淳¹⁾, 亀田 一邦²⁾

¹⁾ 山口大学, ²⁾ 九州国際大学

長州藩は、天保11(1840)年に漢方医学から蘭方医学を包括する優れた教授陣による医学校「南苑医学所」を発足させ、その後これを「済生堂」、「好生堂」などと名称を変えながら、医学教育のみならず医療政策推進をも担う機関として展開させていった。

その後、藩庁の萩から山口への移転に伴い、慶応2(1866)年に「好生堂」は山口に移り、明治改元後は「好生局」という名称を経て「医院」となり、諸病院と医学関係事務を統括することとした。慶応4(1868)年には、従来の漢方医学から西欧医学への転換を図るため、一時英国医学の導入を図るが、新政府のドイツ医学採用に呼応して、ドイツ医学を中心とすることにした。明治3(1870)年9月には、藩内医師すべてを「医院」の支配下に置き、その待遇を決めるに当たって学術試験を行うこととした。試験は、究理学、舎密学、解剖学、人身究理学、薬性学から2科目を選び、講釈と策問10ヶ条を課し、その成績により待遇を上等、中等、下等に分けるというものであった。

廃藩置県後、明治5(1872)年4月に県当局は、医学は漢方を廃してドイツ式にするとの布達を出し、5月から「医院」による医術試験(壬申考試)を開始した。試験は、以前の学術試験にならい、二科目の講釈と医按7條というものであった。同年8月には、県内の医師に対して漢方医学から脱して洋書、翻訳書などについて学習するべしという布達を出している。

この方針に沿って明治5(1872)年春、「医院」は赤間関(現下関市)に松本壽庵を校長に迎えて「赤間関医学校」を開設して、県内医師の西洋医学の修得を支えた。同年10月には、厚狭郡の船木宰判勘場(代官所)に私設の「船木医学所」が開設されている。次いで明治6(1873)年末に、山口県は山口の「医院」を佐波郡三田尻(現防府市)に移し、さらにここに病院を開設して「華浦医学校・病院」とした。

明治7(1874)年8月に「医制」76條が制定され、医事・衛生行政は内務省衛生局が担当することになり、明治9(1876)年1月に内務省は医師開業試験(試験科目:物理学化学、解剖学、生理学、病理学、薬剤学、内外科学)の実施を各府県に令達した。しかしこの際、以前からの開業の者はその地方に限り無試験で開業が認められた。ところが、山口県では旧藩時代からの試験制度を生かして、従来開業医にも一律に試験を行って免許状を交付することとした。山口県はこの年の8月に「赤間関医学所」を廃止し、学生を「華浦医学校」に統合している。

この頃、京都、東京、大阪では、医師の医学研究団体として「医学社」が設けられていたが、山口県では、これに倣って明治8(1875)年8月頃から、県の行政区「大区」単位に「医学社」が設立されていた。さらに明治9(1876)年に山口県は「各大区医学社規則」を定めて、全ての開業医が各大区の「医学社」に参加するように指令した。「医学社」では、医書の会読などにより医師の教養を高めるとともに、「大区」内の医事取り締まりが行われた。先述の厚狭郡「船木医学所」はこの時期まで存続し、開業医試験に向けての準備学習を援助している。さらに「医学社」は、開業医名簿を作製し医籍の編成を行う役割も持って運営された。これにより山口県は明治10(1877)年9月末までに県下の開業医の名簿を作成し、翌11年12月に県下全域での開業医の医籍編成を行うことができた。

その後、明治16(1883)年10月に、政府は「医師免許規則」と「医師開業試験規則」を制定し、試験は前期と後期に分けられ、受験のためにはそれぞれ1年半以上の修学履歴が必要となった。さらに、明治39(1906)年には「医師法」が制定されて、大正5(1916)年から「医術開業試験」は廃止され、医師免許取得は医学教育機関の卒業者に限られることになった。